

## 誓約書

トゥリバーマリーナでは陸上・海上バース施設でのバースの譲渡や使用する権利の売買、

バースの又貸し、許可を受けた使用者以外の単独使用を固く禁じています。

以下の項目について違反を確認した場合、使用許可が取り消されます。

宮古島市長 殿

トゥリバー地区マリーナ係留施設の利用申請に際し、下記の事項を誓約します。

### 1 マリーナへ単独で立入及び使用ができる者の定義について

- ① 使用者（宮古島市長より許可を受け、船舶検査証に名前の記載がある者）
- ② 事前に港湾課へ申請し許可を得た使用者の配偶者及び1親等の者
- ③ 事前に港湾課へ申請し許可を得た共同使用者・クルー（使用者と雇用関係にある者）
- ④ 事前に港湾課へ申請し許可を得た船舶管理業者

上記以外の者が単独でマリーナへの立入及び使用した場合、立入をさせた場合  
及び使用させた場合は違反行為である事を理解しました。

### 2 マリーナ内の操船について

マリーナ内の出船時(離岸)・帰船時(着岸)は上記の①から④の者以外は出来ないこと  
それ以外の者が操船した場合は違反行為であることを理解しました。

※但し、④の船舶管理業者は、あくまでも修理・メンテナンス・船の管理を行うための許可  
であり、船のメンテナンス後テスト操船することは許可されているが、日常的に船舶管理  
業者が主体となって船を使用することは許可されていません。

### 3 船舶の共同所有の追加・削除・更新申請について

- ① 既存の船舶所有者（申請者）に新規の共同所有者を追加する場合、新たに共同所有者  
となった者はマリーナの単独での立入及び使用は原則認められない。
- ② 更新申請は前年度施設使用許可申請書の申請者として記載した同一人物・同一法人以外  
は原則認められない。
- ③ 前年度の施設使用許可申請書の申請者として記載した同一人物・同一法人が船舶検査証  
の所有者または共同所有者から削除された場合の更新申請は、原則受け付けない。
- ④ 船舶管理業者は管理している船舶の船舶検査証書に共同所有者として記載された場合、  
その船舶については管理業者としては認めない。  
上記①②③④について理解しました。

### 4 バースについて

- ① 許可を受けている海上バース・陸上バースに、申請時に提出された船舶検査証とは  
異なる船舶を駐めること、及び船舶以外（水上バイク、車両、サップ、シーカヤック等  
を海上バースで使用・係留もしくは陸上バースで保管することは違反行為である  
ことを理解しました。

- ② 海上バースと陸上バースは同じ船舶が使用するものとし、海上バースと陸上バースそれぞれに違う船舶の施設使用許可申請は受け付けない。
  - ③ 海上バースと陸上バースともに、他者のバースの使用者に許可を受けたとしても港湾課許可を得ず短時間でも使用する事は禁じる。
  - ④ 海上バースのみの許可を受ける者は、必ず陸上の保管場所を確保しなければいけない。
    - ・旧設備形浮桟橋は台風の際、桟形浮き桟橋をクレーンで陸上に上げる事があり船の移動を指示した場合には速やかに移動しなければならない。
    - ・新設・旧設浮桟橋は、台風の規模により浮き桟橋に係留する事を禁じる事があり船の移動を指示した場合には速やかに移動をしなければならない。
- 上記①②③④について理解しました。

## 5 導き入れについて

海上及び陸上ゲートから、許可を受けていない船舶・船台等をマリーナ内に導き入れることは違反行為であることを理解しました。

## 6 スロープ・駐艇場の使用について

1. 海上バースのみで許可を受けている者は、水道及び電気設備は使用できること。
  2. 海上バースのみで許可を受けている者は、港湾課の許可を得なければスロープを使用できない。使用後は車両・船台・船舶等を早急にマリーナから移動させること。
  3. 海上バースのみで許可を受けている者は、台風対策及び船舶の故障等いかなる場合で港湾課の許可がなければ陸上バースを短時間であっても使用できること。
- 以上の事柄に反することは違反行為であることを理解しました。

## 7 マリーナ内における作業について

マリーナ内で行う船体及び船台等の整備作業については、作業に伴って発生する粉塵・スラグ・塗料等の飛散を防止する対策を講じ、マリーナ内設備及び他社の財産に飛散や破損が生じた場合は早急に原状回復を行うこと。  
作業前には港湾課に許可を受けなければこれらを行う事は違反行為である事を理解しました。

## 8 マリーナ内でのゴミや放置物について

使用者及び使用者が導き入れた者は、マリーナ内でゴミを捨てたり船や船台のメンテナンス等に伴い、マリーナ内に廃棄物及び交換した部品等その他美観を損なう物を放置することは違反行為であることを理解しました。

## 9 船舶や船台の入れ替えについて

船舶や船台を入れ替えに伴う搬入搬出を行う1週間前までに港湾課へ連絡し、「船舶・船台の入れ替え申請書」とその他必要書類を提出し許可を得なければならない許可を得た場合であっても、新旧の船舶・船台が同時に24時間以上マリーナに存在してはいけないことを理解しました。  
法律や条令に反した搬入・搬出を行った場合は直ちに警察に通報しマリーナの使用許可は取り消しになることを理解しました。

10 台風や荒天時の対策やロープ取り回し方法について

船舶を固定するだけではなく、風で船舶の装備品や船に載せてある物が飛ばない様に注意して、他船に迷惑をかけない様に十分配慮した対策をして下さい。

他船及び施設に被害をあたえた場合には、早急に原状回復を行うこと。

陸上バースロープの取り回しで、マリーナ施設の電気設備やフェンス等にロープ結ぶことは禁止されています。

海上バースのロープの取り回しで、連絡橋にロープを結ぶ事は禁止されています。

共同浮き桟橋のロープ取り回しで、連絡橋、トゥリバー北防波堤にある遊歩道の柱等にロープを結ぶ事は固く禁じます。

(浮き桟橋のパイルに関しては他船及び施設へ負荷をかけない範囲で使用を認めます)

以上の事柄に反する事は違反行為である事を理解しました。

11 平良港トゥリバー地区マリーナの使用許可を受けた場合には、宮古島市港湾施設管理条例、同条例施行規則、トゥリバー地区マリーナ施設使用許可条件を厳守します。

また、各提出書類に変更が生じた場合、変更後1週間以内に港湾課へ再提出します。

12 現在または将来にわたって、次の各号の反社会勢力のいずれにも該当しません。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団純構成員
- ②暴力団関係企業、総会屋等
- ③その他各号に準ずる者

13 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行いません。

14 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者）が暴力団等の利益となる活動を行う団体ではありません。

15 これらの違反行為を行い、若しくは使用許可条件等に違反し、港湾課の指示に従わなかった場合、又は許可申請関係書類に虚偽記載があった場合は催告なしで許可申請が取り消されても一切意義を申し立てず、また、賠償ないし保証を求めるいとともに、これにより損害が生じた場合には、一切を私（当社、クルー、メンバー含む）の責任とすることを誓約致します。

令和　　年　　月

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印